平成２６年（フ）第１４６号
広島県福山市今津町５丁目１番17―202号　小川アパート
債務者　伊藤　忠則
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第３３７号
熊本県上益城郡御船町大字小坂2251番地12
債務者　増田　純一
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３５１号
熊本県合志市豊岡47番地　全成コーポＡ棟102号
債務者　髙本　玲子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３６０号
福岡県中間市土手ノ内３丁目８番26号　ハイツアスリッチＡ101号
債務者　原　　健太
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第７２号
青森県弘前市大字三和字川合275番地
債務者　関谷　奏視
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第８５号
島根県安来市大塚町628番地
債務者　木村　　徹
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで　松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９２号
和歌山市野崎144番地の４
債務者　的場　美和（旧姓右田）
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第８２１号
愛知県長久手市熊田105番地　名古屋インターマンション202
債務者　由衛真由美
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９４５号
名古屋市守山区大屋敷８番19号　サニーコート201号
債務者　坂井田一伸
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５９６号
札幌市豊平区平岸３条10丁目５番９号　ＩＮＡＢＡ　ＡＰⅡ―203号
債務者　玉置　和光
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９８５号
札幌市西区二十四軒１条４丁目４番15号　中矢マンションＡ―２号
債務者　須藤あかね
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０３６号
札幌市手稲区新発寒５条８丁目４番28号
債務者　吉田　康之
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０５９号
札幌市北区北28条西７丁目２番19号　ツインハウスＡ棟203号
債務者　松本　大輔
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３８号
山形県米沢市万世町片子43番地の１大内貸家１号室
債務者　高橋　　綾
1　決定年月日時　平成26年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第１３０号
群馬県高崎市山名町871番地１
債務者　川鍋　義代
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第３０９号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡１丁目２番１―205号
債務者　板橋　幸子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３１２号
埼玉県坂戸市大字片柳2193番地１　ポートアイランド坂戸606号室
債務者　齊藤　洋子（旧姓下谷）
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで　さいたま地方裁判所川越支部